

高山市告示第 1 1 6 号

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので、別紙のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

高山市長 田 中 明

公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行います。

つきましては、下記の要領でプロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付をします。

1 業務概要

(1) 業務名

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託（０７教総第１６９号）

(2) 業務目的

本施設の運営・維持管理業務について、安心・安全で効率的な調理が実施できるように、人員配置やサポート・研修体制など専門の事業者のノウハウを活かした提案を受け、開業以降の業務を円滑に進めるため、本業務の委託業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 別途公表する関係書類

- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託募集要項
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 1 運営維持管理業務 要求水準書
- ・参考資料 1 位置図
- ・参考資料 2 アレルギー対応食提供数実績
- ・参考資料 3 想定献立・想定食器類
- ・参考資料 4 配送校について
- ・参考資料 5 配置計画図（参考）
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 2 設計・施工支援業務委託仕様書
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 3 開業準備業務委託仕様書
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 4 事業者選定基準書
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 5 様式集
- ・高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 6 基本協定書（案）

(4) 業務内容

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 1 運営維持管理業務 要求水準書」、
「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 2 設計・施工支援業務委託仕様書」
及び「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 別冊 3 開業準備業務委託仕様書」
参照

(5) 委託期間

本業務の業務期間は、令和８年４月１日から令和２２年３月３１日までとし、実施スケジュールの詳細は、下表のとおりとする。なお、本施設の供用開始は、令和１２年４月１日を予定しているが、工事の進捗により変更が必要な場合は、市と事業者が協議して決定する。

優先交渉権者の決定・公表	令和８年２月中旬
基本協定締結	令和８年３月中旬
設計・施工支援業務期間	令和８年４月１日～令和１１年９月３０日
本施設の完成・引渡し	令和１１年９月３０日
開業準備業務期間	令和１１年１０月１日～令和１２年３月３１日
本施設の供用開始	令和１２年４月１日
運営・維持管理業務期間	令和１２年４月１日～令和２２年３月３１日（１０年間）

(6) 上限提案価格

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 募集要項」参照

2 参加要件

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 募集要項」参照

3 公募型プロポーザル参加者を選定するための基準

高山市競争入札参加資格者審査要綱第１０条の規定を準用する。また、「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 事業者選定基準書」に基づき選定する。

4 業務担当部署

〒５０６－０８０７ 高山市三福寺町４９５

高山市学校給食センター

電話番号 ０５７７－３２－６２１８

5 参加表明書及び参加資格審査申請書類の交付方法等

(1) 交付期間

告示の日から令和７年１２月５日 午後４時まで

(2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した参加表明書及び参加資格審査申請書類をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合には、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和７年１２月５日 午後４時まで

イ 交付場所

〒506-0807 高山市三福寺町495

高山市学校給食センター

電話番号 0577-32-6218

6 参加資格審査申請の方法等

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 募集要項」参照

なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加表明書の提出をもって誓約、同意したものとする。

7 提案書類等の交付等

(1) 交付期間

告示の日から令和8年1月16日 午後3時まで

(2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した提案書類等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合は、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和8年1月16日 午後3時まで

イ 交付場所

〒506-0807 高山市三福寺町495

高山市学校給食センター

電話番号 0577-32-6218

8 提案書類の受付等

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 募集要項」参照

9 審査方法

「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 事業者選定基準書」による。

10 その他

この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、高山市契約規則（昭和39年高山市規則第24号）及び「1

(3) 別途公表する関係書類」の定めるところによる。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、高山市の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、参加資格審査申請書の提出をもって誓約いたします。